



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 感染防止経営支援課設置規程（行政管理課） 1
- 感染症対策課設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 2

訓 令

沖縄県訓令第21号

知 事 部 局

感染防止経営支援課設置規程を次のように定める。

令和3年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染防止経営支援課設置規程

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の防止に向けた取組として実施する協力金の支給その他の事業者の経営に対する支援に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、商工労働部に感染防止経営支援課（以下「課」という。）を置く。

2 課に支援推進班を置く。

(所掌事務)

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた取組として実施する協力金の支給その他の事業者の経営に対する支援に係る関係機関、関係団体等との連絡調整に関する事務（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた取組として実施する協力金等の支給に関する事務（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた取組として実施する事業者の経営に対する支援に関する事務（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

(職制及び職務)

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、沖縄県行政組織規則第249条の規定を準用する。

(専決及び代理決裁)

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）第8条の規定の例により専決することができる。

2 班長は、沖縄県事務決裁規程第9条第1項の規定の例により専決することができる。

3 課長が専決することができる事項のうち、沖縄県事務決裁規程第13条第1項の規定の例により課長があ

らかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長が代理決裁をすることができる。

附 則

この訓令は、令和3年5月14日から施行する。

沖縄県訓令第22号

知 事 部 局

感染症対策課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染症対策課設置規程の一部を改正する訓令

感染症対策課設置規程（令和3年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「) その他の感染症対策」を「以下同じ。」に係る医療提供体制の整備等」に改め、同条第2項中「、医療体制整備班、対策支援班及び予防班」を「及び医療体制整備班」に改める。

第2条第1号中「感染症及び結核」を「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備」に改め、同条第2号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく事務」を「沖縄県新型インフルエンザ等対策本部（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）」に改め、同条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に、「感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この訓令は、令和3年5月14日から施行する。

発 行 所

沖 縄 県 総 務 部
総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階